

【研修会参加報告】

鳥取県隣保館連絡協議会第4回職員研修会に参加して

生活相談員 西村 一成

10月5日、琴浦町生涯学習センターまなびタウンとうはくで、職員研修会が行われました。

講師として鳥取県人権情報センター主任研究員の福壽みどりさんが、「地域課題をふまえた事業の企画力アップについて」と題し、講演を行いました。講演では、講習会・研修会の講師を依頼する際の心構え、方法について学びました。

福壽さんは、企画を立案、実行に移すには、下記のことが大事であると話しました。

1. 流行に敏感であること
2. 勝手に自分で制限を決めない
3. 自分が聞いてみたい人、自分が知りたいテーマを話す人、皆に知ってもらいたいと思う人を選ぶ
4. タイムスケジュールを組んで計画的に行う

また、講演会参加者アンケート調査では、「少し難しい」を選ぶ人が増えているため、過去のアンケートの内容にも注視し、講演内容を考えることも大切です。実際に人選をする場合、町民のニーズを把握し、目的・狙いなどをはっきりとすることが大事であると学びました。

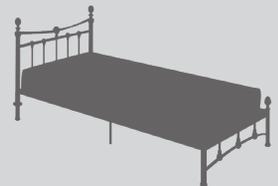
その後、講師選定についてチェック項目に基づき人選を行い、参加者同士で発表を行いました。

とても有意義な研修会で、今後の企画立案、講演者などを決める場合に活かしていきたいと思います。



《人権あれこれ》

・・・ハンセン病について・・・



ハンセン病とは、「らい菌」が主に皮膚と神経を犯す感染症で、かつては「らい病」と呼ばれていましたが、「らい菌」を発見したノルウェー人医師ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。病気の原因が分からなかった時代には「不治の病」「遺伝病」などと言われ、患者は不当な差別を受けてきました。

1931年(昭和6年)「らい予防法」が制定されました。治療薬の開発により、ハンセン病は治る病気であり、感染することはないと判明したにもかかわらず、国の間違った政策によって、強制的に家族と引き離され療養所に連れていかれました。1996年(平成8年)「らい予防法」が廃止となり、隔離政策が終わった今もなお、差別と偏見が根強く残っています。

社会の中には、さまざまな人権侵害が起きています。同じ過ちを繰り返さないためにも、私たち一人ひとりが正しい情報を知り、正しく理解し、学習することで偏見や差別をなくしていかなければなりません。

ハンセン病から今、私たちが学ぶことは何なのか・・・

11月29日、日野町文化センターで、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄^{ふあん}光^{ぐあん}男^{なむ}さんを講師に迎え、「ハンセン病家族の闘い～奪われた人生を取り戻す～」と題し、人権啓発講演会を開催します。お誘いあわせの上、ご参加ください。

獣害対策 アップデート



冬は要注意 疥癬(かいせん)の動物

日野郡鳥獣被害対策協議会
川野風花【問合せ】電話 72-1399

疥癬は、「ヒゼンダニ」というダニが皮膚に寄生することで発症する皮膚病で、かゆみと皮

ヒゼンダニ



←(疥癬になつたタヌキ)
これは、「疥癬(かいせん)」という皮膚病になつている動物です。この地域では「ハゲ」とも言われていますね。
昼間に散歩をしていたら、毛が抜けてなんだかへ口へ口に
なつている野生動物を見かけた
ことはありませんか？

一段と気温が下がってくるこの季節、疥癬で衰弱したタヌキやイノシシがエサや住処を求めてふらふらと姿を見せることがあるかもしれません。疥癬になつている動物に限らずですが、野生動物に近づかない、触れないはもちろんのこと、「エサとなるものは外に放置しない」「動物が潜める場所をなくす」といった寄せない対策が大切です。

困ったことに、疥癬で毛が抜けた動物は、体温調節ができなため、寒さをしのごうと倉庫などに居ついたり、ペットのエサや生ごみなどに依存する傾向があります。疥癬の動物がペットのエサを利用して、ペットに疥癬がうつってしまうこともあるそうです。

皮膚の硬化、脱毛などの症状があります。野生動物では、シカやイノシシ、タヌキ、アナグマ、キツネなど、多くの動物に感染します。
この疥癬は人間も発症する皮膚病ですが、動物と人間では寄生するダニの種類が違うため、動物の疥癬が人間にうつることは無いようです。ただ、動物のヒゼンダニが一時的に人間の皮膚に張り付いて、アレルギー反応を引き起こすこともあります。

～こんにちは、消費生活相談員です～
知って安心！消費生活のはなし



「クレジットカードが不正に利用された？」 覚えのない高額な請求が！



〈相談事例〉

クレジットカード会社から請求明細書が届き確認したところ、25万円もの高額な請求金額でした。クレジットカードを利用した覚えはありませんし、明細に書かれている海外の事業者の名前も初めて見るものでした。来月初めには銀行口座から引き落としされてしまいますが、どうしたらいいのでしょうか？(60代女性)

〈アドバイス〉

- ▼クレジットカードの利用明細に、利用した覚えのない請求が見つかった場合、すぐにクレジットカード会社へ申出をし、調査を依頼しましょう。調査によっては、クレジットカード会社の調査により請求の取り下げとなる場合もありますが、直接海外の事業者と請求について交渉を直接カード名義人が行うことを求められる場合もあり、クレジットカード会社の指示を受け対応を行いましょう。
- ▼状況により、警察への相談も検討しましょう。クレジットカードの不正利用被害額は増加しています。
◎2021年約330億円、2022年約436億円(※(一社)日本クレジット協会の発表資料より)
クレジットカードの利用明細は、毎月必ずチェックしましょう。



日野郡3町では、第1・2・3水曜日に相談員が輪番で対応しています。(くらしのカレンダー参照)
★相談は、消費生活相談窓口(役場産業振興課内)(電話 72-0336 または局番なしの188)へ！